

第九管区海上保安本部公示第28号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年5月1日

第九管区海上保安本部長

瀬口 良夫



荒川河口の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 北陸地方整備局 羽越河川国道事務所

住所 新潟県村上市藤沢 27-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

区域 荒川河口

(付図に示すとおり)

期間 許可日から令和3年3月31日までのうち10日間

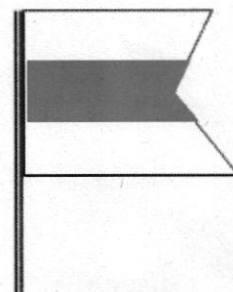
3 水路測量の実施方法

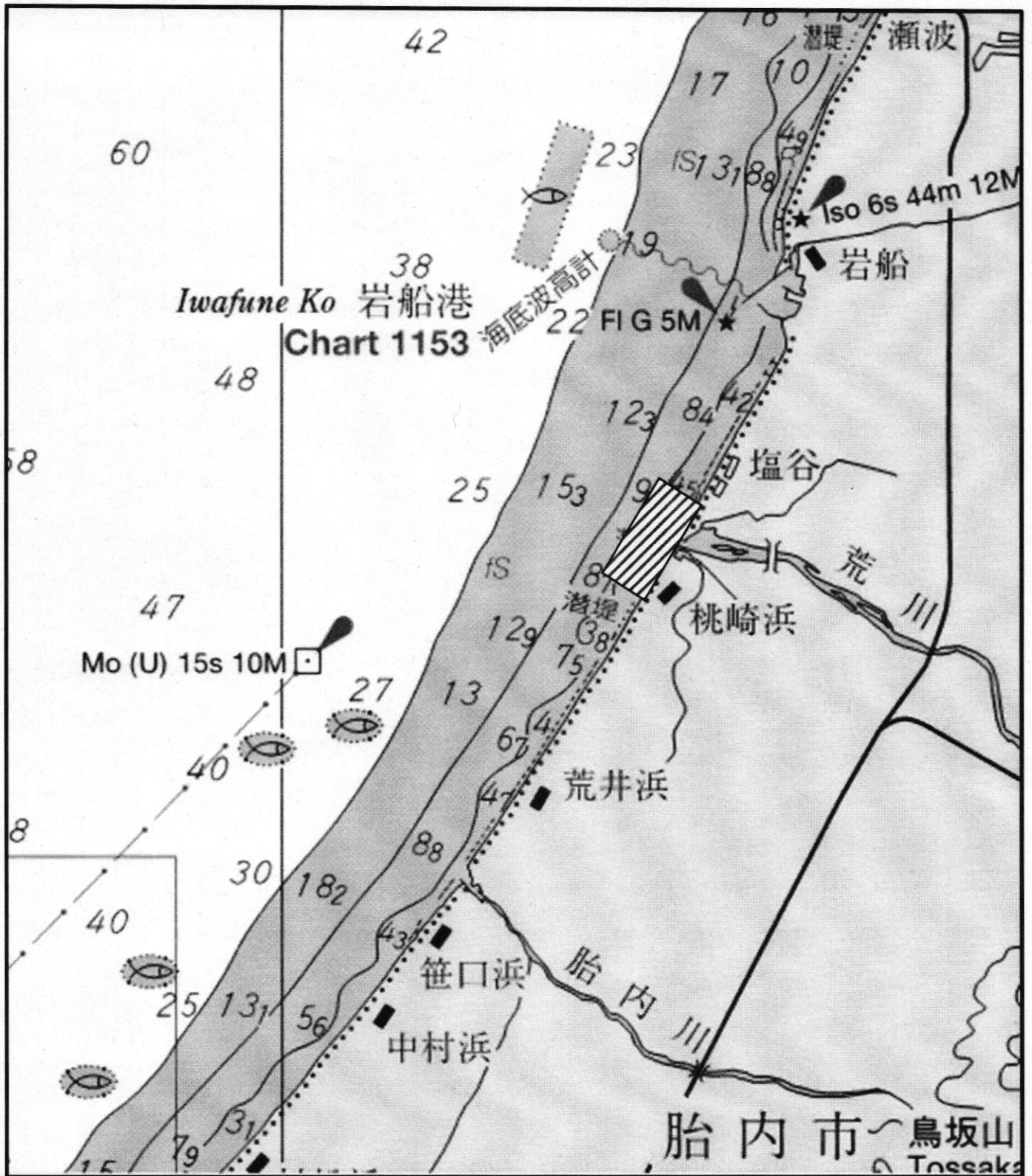
GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

イ 作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

ロ 九管区水路通報により周知する。





 測量区域